



ワクチン4回目接種を実施

60歳以上の人と18〜59歳で基礎疾患のある人が対象

問い合わせ先 市ワクチンコールセンター ☎0570(0)22599 午前9時〜午後5時(土・日曜日、祝日除く)



7月5日(火)から、主に60歳以上の人を対象に4回目接種を開始します。

予約の必要性は3回目の接種日や場所によって異なります(上表参照)。詳しくは、接種券に同封している案内を確認してください。市が日時指定している人で都合が合わない場合は、予約の変更またはキャンセルをお願いします。

接種会場・方法とアクセス

▽接種会場 総合体育館
▽接種方法 集団接種
▽アクセス 駐車スペースに限りがあるため、公共交通機関で来場を。7月5日から阪急・能勢電鉄川西能勢口駅、総合体育館の無料シャトルバスを10分間隔で運行します

接種当日の注意事項

予約時間より早く来ても、早く接種することはできません

感染対策として会場の混雑を避けるため、時間通りに来場してください。

▽当日の持ち物 接種券(予約票一体型)、本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)、お薬手帳(持っている人のみ)

▽服装 接種当日は肩を出しやすい服装で来てください

使用するワクチン

7月5日からモデルナ社製ワクチンを使用。ファイザー社製ワクチンは8月中旬以降から使用する予定です。

ファイザー社製ワクチンの接種予約は、7月11日(月)午前9時から受け付けます。

市予約専用ウェブサイト(左の2次元コードからアクセス可)か市予約専用コールセンター☎0570(0)22599へ。



4回目接種券の発送

4年3月8日までに3回目接種を完了した60歳以上の人には接種券を送付済みです。届いていない人は市ワクチンコールセンターへ。3月9〜31日に3回目接種を終えた60歳以上の人には7月上旬から順次送付予定です(上表参照)。

また、基礎疾患がある18〜59歳の人で、4回目接種を希望する人は、各自で市ホームページ(左下の2次元コードからアクセス可)に記載の申請フォームから、接種券発送の申請をしてください。



3回目接種に協力を

ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症予防の有効な手段です。3回目接種により、低下した発症・重症化の予防効果を高めると報告されています

1〜3回目接種と子どもの接種スケジュール

接種の種別	対象年齢	7月の接種日
3回目接種	12歳以上	2・9・23・30日(土)
1・2回目接種	12歳以上	2・23日(土)
小児接種	5〜11歳	16日(土)

※接種会場はアステ市民プラザ(2日は総合体育館)。

1〜3回目接種と子どもの接種について

予約状況や総合体育館での4回目接種実施を踏まえ、1〜3回目接種と子どもの接種の会場を変更し、接種日を縮小(右表参照)。接種会場はアステ市民プラザ(7月2日(土)は総合体育館)です。5〜11歳の接種については、保護者は接種の効果と、接種後の頭痛や注射部分の痛みなどの副反応のリスクを理解した上で、接種を検討してください。詳しくは厚生労働省ホームページへ。



後期高齢者医療の保険料改定

4年度は有効期限が4年9月30日までの被保険者証を送付します

問い合わせ先 医療助成・年金課 ☎072(7)401108

保険料額の決定通知書を送付

4年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を、被保険者全員に7月中旬に送付してください。

4年度保険料の計算方法

4年度の保険料額の計算方法は上図の通りです。年間の保険料は、皆さんが等しく負担する均等割額と、前年の所得に応じて負担する所得割額の合計で、2年ごとに見直されます。

所得が低い人の保険料を軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の、3年中の総所得金額

等が基準額以下の場合、均等割額が2〜7割軽減されます(下表参照)。

一部負担金の割合を見直し2割負担を追加

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合が見直され、4年10月1日(土)から、現行の「1割」「3割」に、新たに「2割」が追加されます。

2割負担の対象は、住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者が同一世帯にいる人で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円(単身世帯の場合は200万円)以上の人です。

今年度は7月と9月に被保険者証を送付

負担金の割合の見直しに伴い、4年度は被保険者証の更新を2回行います。

限度額適用認定証は破棄しないでください

一定の条件を満たした人には、7月中旬に8月更新の被保険者証を送付する際、「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を同封します。

有効期限は5年7月31日です。8月更新の被保険者証とは有効期限が異なるので、破棄しないでください。

所得が低い人の保険料軽減割合

対象世帯	軽減割合
総所得金額等(※1)(被保険者+世帯主)が下記を満たす世帯	(軽減後の均等割額〈年額〉)
総所得金額等 ≤ 「基礎控除額(43万円)+10万円 × (年金・給与所得者数(※2)-1)」	7割 (15,044円)
総所得金額等 ≤ 「基礎控除額(43万円)+28.5万円 × 被保険者数+10万円 × (年金・給与所得者数(※2)-1)」	5割 (25,073円)
総所得金額等 ≤ 「基礎控除額(43万円)+52万円 × 被保険者数+10万円 × (年金・給与所得者数(※2)-1)」	2割 (40,117円)

(※1)65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得額を控除(最大15万円)し、軽減判定します。(※2)年金・給与所得者とは、同一世帯内の被保険者と世帯主のうち、給与所得や公的年金等所得がある人を指します。